

令和4年度南伊豆町海水浴場等における
新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン

令和4年6月23日
南伊豆町

1. 趣旨

南伊豆町の海水浴場等には、例年多くの観光客が県内外から来場しており、今年も海水浴場等を開設すれば、新型コロナウイルス感染症のリスクが高まる「密集」「密接」「密閉」の状態となることが想定されます。そのため、海水浴場等を開設する場合の「新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン」を策定し、安心安全な海水浴場等の開設の指針とします。

2. 海水浴場等開設に関する基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症は、人が集まった場所で「接触」・「飛沫」により感染することが分かっています。屋外で自然換気のある海水浴場等での感染リスクは低いとされていますが、海水浴場を開設すると、海浜や海の家に多くの人が集まり大きな声になりやすくなり、マスクが着用されにくいこと、浜辺や売店、駐車場等に多くの人が集まり、感染リスクが高まることが問題となります。そのため、海水浴場等の特性を理解した上で「密集」「密接」「密閉」を1つでも防ぎ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ取り組みが必要となります。

ガイドラインの適用期間は、海水浴場等の開設期間中です。各海水浴場等の運営者は、ガイドラインの内容を十分理解し、全ての事項の遵守をお願いいたします。その上で海水浴場を開設した場合でも、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合には、海水浴場を閉鎖や遊泳禁止とする場合もあります。新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で、海水浴場等を運営するに当たっては、地元住民と連携する必要があることから、予め理解を得ておく必要があります。

3. 感染拡大した場合の対応について

新型コロナウイルスの感染状況や医療の逼迫状況等を評価する国のレベル分類が3以上になり、静岡県より状況に応じて緊急事態措置区域や重点措置区域の適用要請、さらにはもっと強い活動の自粛や制限等の要請があった場合は、町が町内海水浴場等の統一的な対応として、関係者等と協議のうえ、海水浴場等の閉鎖及び遊泳可否について判断を行います。町内で感染者が確認され関係者等と協議のうえ海水浴場等を閉鎖した場合、必要に応じて管理施設等の消毒を行い、安全が確認されてから再開の検討を行うこととします。また、その他の状況に応じた遊泳判断及び対応については、遊泳判断対応表（別紙①）を参考にして対応します。

4. 海水浴場等における感染症防止対策について

【海水浴場等の運営者が行うべき対策】

①	ソーシャルディスタンス（人との間隔をできるだけ2m、最低1m空けること）の確保、手洗いやシャワーの励行を、放送等により1時間に1回程度呼びかけるとともに、巡回して注意を促すこと。
②	手洗い設備やシャワーの場所を明示すること。
③	感染症拡大防止の注意喚起（別紙②）を、利用者が見えやすい場所に提示すること。
④	ごみ処理について、感染防止の観点から適切に処理すること。
⑤	管理事務所（監視所、救護所、案内所含む）は、換気に留意すること。
⑥	監視員（ライフセーバー等）の健康チェックを実施すること。
⑦	監視員（ライフセーバー等）用にマスク、フェイスシールド、ガウン等の个人防护具を備えること。
⑧	救助者の情報（氏名、連絡先など）を記録に残しておくこと。

※マスクを着用する際は、熱中症対策にも留意すること。

【売店・シャワー（更衣室）・駐車場等の運営者が行うべき対策】

①	ソーシャルディスタンス（人との間隔をできるだけ2m、最低1m空けること）を確保するための対策を行うこと。
②	施設内の換気を徹底すること。
③	感染症拡大防止の注意喚起（別紙②）を、利用者が見えやすい場所に提示すること。
④	施設に手洗い所又はアルコール消毒液を設置し、利用者に手洗い又は手指消毒を徹底させること。
⑤	複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
⑥	従業員はマスク、フェイスシールド等の个人防护具を着用すること。
⑦	従業員の手洗い、手指消毒を徹底すること。
⑧	従業員の出勤時に体温を計測し、発熱や風邪の症状がみられる場合は、従事させないこと。
⑨	ごみには直接触れず、ごみ袋はしっかり縛って封をして処理すること。
⑩	現金は手渡しで受け取らず、コイントレイ等を使用すること。
⑪	利用者が施設内に入った時のマスク着用を徹底させること。
⑫	うきわ、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には必ず消毒を実施すること。

⑬	施設勧誘や販売促進行為（声かけ）は行わないこと。
⑭	更衣室やシャワー室は密集を避けるために、個室とするか、十分な広さを確保すること。

※マスクを着用する際は、熱中症対策にも留意すること。

【海水浴場利用者が行うべき対策】（参考：厚生労働省「新しい生活様式」の実践例）

①	海水浴場へ行く前に体温測定、健康チェックをすること。
②	往復時にはマスクを着用し、こまめに水分補給を行うこと。
③	海水浴場の外でも手洗い、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。
④	海水浴場内で身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。
⑤	咳エチケットを徹底すること。
⑥	海水浴場で決められた感染防止のルールを守ること。
⑦	使用した物品やごみの放置をせず持ち帰ること。
⑧	海の家入店時はマスク等を着用し、マスク飲食に努めること。
⑨	海の家でレジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取ること。
⑩	海の家入口では手指消毒を行い食事前やトイレ後には手洗いをすること。

※体調不良者、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者の方は来場を控えてください。

※接触確認アプリ等を積極的に活用しましょう。

※屋内での会話時にはマスク着用をお願いします。

※屋外では、近くで会話をしなければマスクは不要です。

※就学前の子どもは、マスクは原則不要です。

上記のほか、以下のガイドラインを参考にして下さい。

【海水浴場運営者】

新型コロナウイルス感染症に対するライフセーバーの海水浴場監視救助活動ガイドライン 2022（令和4年5月10日公益財団法人日本ライフセービング協会）

【飲食店】

外食業の事業継続のためのガイドライン【最新版】（令和3年11月8日一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）

【更衣休憩所等】

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和3年11月16日改訂スポーツ庁）『3の（4）施設管理者が準備等すべき事項の1）～3）』

別紙①

遊泳判断対応表

状況	遊泳判断	対応	備考
町内での感染者発生時	注意	遊泳可否の提示 パトロール等による注意喚起 必要に応じて、管理施設・管理品・トイレ等の消毒を行う	状況により閉鎖も有
賀茂地域での感染者発生時	注意	遊泳可否の提示 パトロール等による注意喚起 必要に応じて、管理施設・管理品・トイレ等の消毒を行う	状況により閉鎖も有
静岡県に緊急事態宣言発令時	閉鎖 (禁止)	状況により海水浴場等の閉鎖 遊泳禁止の提示	外出自粛
国評価レベル3以上で静岡県より緊急事態措置区域や重点措置区域の適用要請、さらにはもっと強い活動の自粛や制限等の要請があった場合	要協議	関係者等と協議のうえ、海水浴場等の閉鎖及び遊泳可否の判断をする 遊泳可否の提示 パトロール等による注意喚起	
国評価レベル2以下	可	遊泳可否の提示 パトロール等による注意喚起	状況により閉鎖も有

海水浴場等をご利用される皆様へ

同伴者の中で、1人でも以下の事項に該当する方がいる場合は、同伴の皆様のご利用をご遠慮ください。

- ① 14日以内に**37.5度以上の発熱**があった方
- ② 14日以内に**海外への渡航歴**がある方
- ③ **咳などの呼吸器症状**がみられる方

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海水浴場等をご利用される際は、以下の事項に注意していただきますようお願い致します。

- ・ ソーシャルディスタンス（人との間隔をできるだけ2 m、最低1 m空けること）の確保
- ・ 咳エチケットの徹底（タオル等で口、鼻を覆う）
- ・ 同伴者とは、対面でなく横並びで座る
- ・ 浜辺で食事するときは、食事の前に手を洗い、手指消毒をする
- ・ 帰る前は手洗いを実施し、シャワーを浴びる
- ・ ゴミは持ち帰る